



令和5年度 歳末たすけあい支援事業 (年末見舞金)

交付申請のご案内



★歳末たすけあい支援事業（年末見舞金）とは…

市民の皆様からお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」等を、必要とする世帯に“年末見舞金”として交付しています。

民生委員・児童委員にご協力をいただき、「地域と福祉のつながり」をつくることも目的としています。

交付を受けるには申請が必要です。対象となる世帯の条件や申請方法については内側のページをご覧ください。

★対象となる世帯の条件と、申請に必要な書類

必須要件	世帯区分	申請に必要な書類
<p>①令和5年9月1日現在で、ひたちなか市内に世帯主もしくは対象者が6ヶ月以上居住する方</p> <p>②世帯全員の令和5年度の住民税が非課税</p> <p>③上記①②を満たし、右のア～キのいずれかに該当する世帯</p> <p>ご注意ください</p> <p>※以下に該当する場合は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯 対象者が入所・入院等で在宅でない世帯 同一家屋内に課税世帯が同居している場合 	<p>ア 70歳以上の方(※1)のみの世帯</p>	<p>★以下①～④は必須書類となります。</p> <p>①令和5年度 歳末たすけあい支援事業(年末見舞金)交付申請書(※3)</p> <p>②住民票の写し(※4) (令和5年9月1日以降に発行されたもので、世帯全員の氏名・生年月日・続柄・世帯主が記載されているもの)</p> <p>③非課税世帯証明書(ひたちなか市健康診査用)(※4、※5) (令和5年度分・令和5年9月1日以降に発行されたもの)</p> <p>④振込通帳のコピー(通帳を開いた見開きページ) ※カタカナの氏名が記載しているページ ※原則として申請者本人名義の通帳コピー</p>
	<p>イ 配偶者のない親と18歳以下の子ども(※2)のみで構成される母子・父子世帯</p>	
	<p>ウ 18歳以下の交通遺児(※2)のいる世帯</p>	
	<p>エ 重度の要介護認定(4・5)を受けている方のいる世帯</p>	<p>★①～④の必須書類に加え、要介護認定 認定結果通知書のコピー または介護保険被保険者証のコピー</p>
	<p>オ 重度障害者のいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級(聴覚障害者は2級) 療育手帳A、A 精神障害者保健福祉手帳1級 	<p>★①～④の必須書類に加え、身体障害者手帳のコピー 療育手帳のコピー 精神障害者保健福祉手帳のコピー のいずれか</p>
	<p>カ 指定難病特定医療費の助成を受けている方のいる世帯</p>	<p>★①～④の必須書類に加え、指定難病特定医療費受給者証のコピー</p>
<p>キ その他(民生委員・児童委員が必要と思われる世帯)</p>	<p>★①～④の必須書類に加え、民生委員・児童委員 調査意見書</p>	

※1 令和5年度に70歳となる方

※2 平成17年4月2日以降に生まれた方

※3 申請書は、社会福祉協議会窓口・福祉事務所・コミセン等に設置しています。また社協ホームページからもダウンロードできます。

※4 住民票の写し・非課税世帯証明書の取得場所は、次ページをご参照ください。

※5 本チラシでは「非課税世帯証明書」と表記します。



※添付書類は内容がわかるようにコピーしてください。

※申請書などは、社会福祉協議会窓口・福祉事務所・コミセン等で入手できます。また、社協ホームページからもダウンロードできます。

※添付書類の発行に係る手数料は申請世帯がご負担ください。

※記入漏れや添付書類に不備がある場合は審査対象外です。

※申請却下となった場合、申請書類一式を郵送にて返却いたします。

★申請方法

- 「令和5年度 歳末たすけあい支援事業(年末見舞金)交付申請書」に必要事項をみれなく記入する。
- 必要書類(住民票の写し、非課税世帯証明書、通帳コピー他)を用意する。
- ①と②をあわせて、次ページ記載の提出先まで提出する。

※世帯区分ア～カで申請の場合、郵送または代理者による提出も可能です。

ただし、キ「その他」で申請の場合のみ民生委員・児童委員からの提出になります。

★交付金額と交付時期

- 交付される金額は、歳末たすけあい募金からの助成額と、この見舞金の対象件数によって決定します。
- 交付の決定は、後日郵送でお知らせします。(12月初旬予定) なお、審査により交付対象外となる場合があります。
- 見舞金は、口座振込にて交付いたします。(12月下旬予定)



★申請受付期間

令和5年9月1日(金) 午前8時30分から 令和5年10月5日(木) 午後5時15分まで

※期間外の受付はいたしません
※郵送の場合は10月5日の消印まで有効です

★申請書・添付書類の提出先

直接提出する場合（平日のみ）

ひたちなか市社会福祉協議会

- ・総合福祉センター（西大島3-16-1 ☎274-5135）
- ・金上ふれあいセンター（金上562-1 ☎354-6400）
- ・しあわせプラザ（南神敷台17-6 ☎263-7424）

ひたちなか市

- ・福祉事務所 地域福祉課（東石川2-10-1 市役所 第3分庁舎1階 ☎273-0111）
- ・那珂湊支所 保険福祉担当（和田町2-12-1 那珂湊支所1階 ☎273-0111）

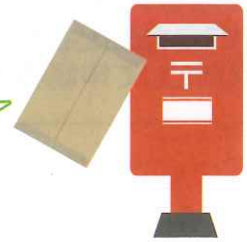
代理者による
提出も可能です



郵送で提出する場合の宛先

〒312-0041 ひたちなか市西大島3-16-1
ひたちなか市社会福祉協議会
歳末たすけあい支援事業担当 行き

宛名の間違い・
書類の入れ忘れに
ご注意ください!



★住民票・非課税世帯証明書の取得場所

住民票および非課税世帯証明書は次の5ヶ所で取得できます。

- | | | | |
|---|------------|----------------------|------------|
| 1 | ひたちなか市 市民課 | （東石川2-10-1 市役所 本庁舎1階 | ☎273-0111） |
| 2 | // 市毛窓口 | （市毛980 市毛コミセン内 | ☎270-1055） |
| 3 | // 前渡窓口 | （馬渡2980-1 前渡コミセン内 | ☎354-1131） |
| 4 | // 佐野窓口 | （高場190 佐野コミセン内 | ☎202-6121） |
| 5 | // 那珂湊支所 | （和田町2-12-1 那珂湊支所1階 | ☎273-0111） |



コミセンは申請書の
提出先ではありません。
お気をつけください。

※各証明書の取得にあたり不明な点がありましたら、ひたちなか市市民課（☎273-0111）までお問い合わせ下さい。

※「非課税世帯証明書」は、市民税課窓口（第2分庁舎1階）でも取得できます。

※ひたちなか市役所 本庁総合窓口では日曜窓口を開設しています。

日曜窓口開庁（本庁総合窓口の一部業務のみ）

日曜日 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

「マイナンバーカード」をお持ちの方は、
コンビニエンスストアのマルチコピー機
でも取得できます（住民票のみ）



歳末たすけあい支援事業についての問合せはこちらまで

ひたちなか市社会福祉協議会 地域福祉係

電話：274-5135 FAX：275-0606

メール：hnsa-o2@chic.ocn.ne.jp

問合せQRコード▶

